

第3章 推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域の設定について示す。

3.1. 推進計画区域の定義

推進計画区域は、計画の区域として必ず定める必要がある項目である。

設定にあたっては、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができること等に留意しつつ、地域の実情に応じて定めることができる。

3.2. 本市における推進計画区域の設定

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、震度 7 及び震度 6 強の揺れが想定されている。また、最大クラスの地震・津波（レベル 2）発生時の浸水想定範囲は最大で 14.3km² となり、市域全体の約 2 割、市街化区域の約 7 割に相当し浸水区域が広範囲に及ぶことが懸念される。そのため、地震対策と一体となった津波防災に取り組むこと、また、将来的な内陸部を活用した都市づくりの可能性を内包すること等に鑑み、本市全域を推進計画区域として設定する。

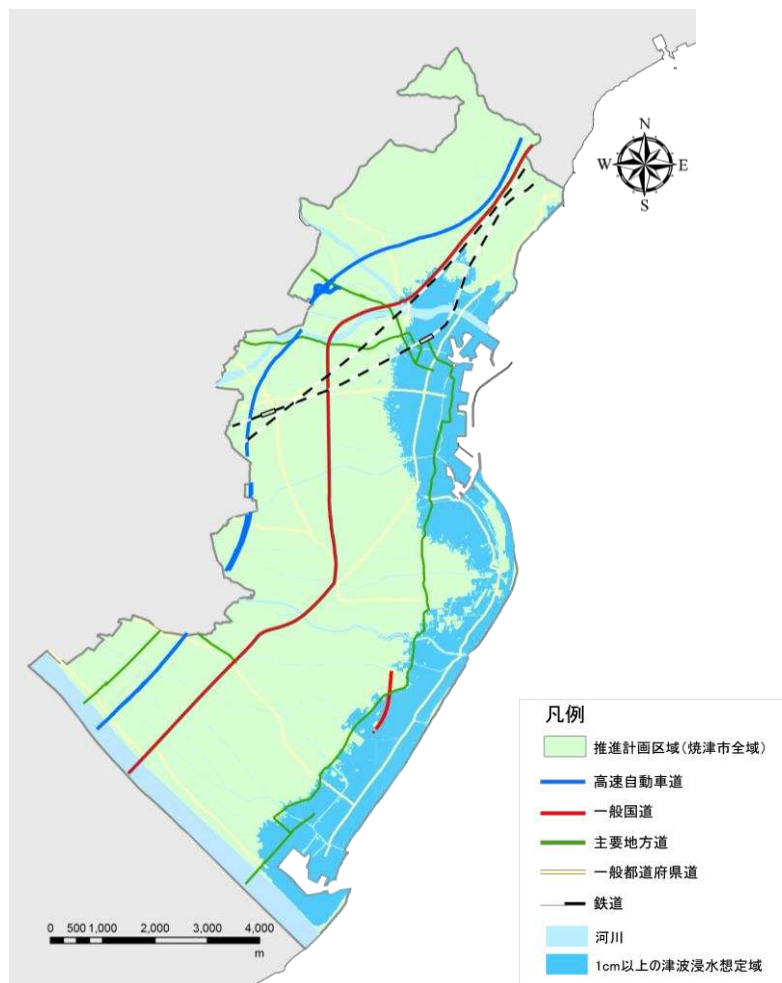


図 3.1 推進計画区域の設定